委託の対象となり得る事務の実施者（案）について

**資料９－４**

※ 下線は議決事項（債権保有者が議決）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　目 | 実施者（案） | | 備　考  第38回WG資料  委託の範囲例 |
| 市町村 | 大阪府 |
| 1. 保険医療機関等に対して行う納入通知書の発行、送付 | 〇 |  | ア |
| 1. 保険医療機関等から支払われる返還金の収納事務 | 〇 |  | イ |
| 1. 保険医療機関等に対して行う督促状の発送 | 〇 |  | ウ |
| ④-A保険医療機関等に対して行う催告状の発行 | 〇 |  | ウ |
| ④-B　保険医療機関等に対して行う納付の勧奨 |  | 〇 | ウ |
| ⑤　所在調査 | ＊ | 〇 |  |
| ⑥　財産調査 |  | 〇 | エ |
| ⑦　裁判所による回収手続（支払督促） | 〇  ⑦～⑫は一連の業務  現時点では、訴訟の原告適格の可否等について国から明確な回答が無いため、委託の対象としない。 |  | オ |
| ⑧　裁判所による回収手続（仮執行宣言申立） | オ |
| **⑨　裁判所による回収手続（訴えの提起＝通常訴訟)** | オ |
| **⑩　裁判所による回収手続（和解)**、  -2納入通知書の発行・送付、-3収納事務 | オ  ア、イ |
| ⑪　裁判所による回収手続（債務名義の取得） | オ |
| ⑫　強制執行申立て、財産差押え  　　-2納入通知書の発行・送付、-3収納事務 | カ  ア、イ |
| ⑬　債権者集会への出席、破産管財人との協議、調整  等 | 〇 |  | キ |
| ⑭　時効の援用、徴収停止 | 〇 |  | ク |
| * 現地確認等については、対象医療機関等が関係市町村の場合は当該市町村が実施 | | | |
| 【参考】　次の業務は、債権保有者のみ実施可能であり、委託業務には含まれない。  　　　　　　（府が債権放棄を行うためには、市町村から府へ債権譲渡が必要（議決事項）） | | | |
| **⑮　債権放棄** | 〇 |  | ケ |
| ⑯　不納欠損処理 | 〇 |  | ケ |